

# 配置可能な現場代理人等に関する調査票

商号又は  
名 称

## 1. 営業所の専任の技術者

氏 名

## 2. 主任技術者(1. の技術者と兼務可)

氏 名

## 3. 現場代理人の配置の可否(該当する方に○) 可 ・ 不可

現場代理人を配置できる場合には、配置可能な現場代理人氏名等を記入(複数名記入可)し、雇用関係の確認ができる書類を添付してください。

氏 名	雇用年数

※営業所の専任の技術者と同一の方を配置することはできません。

### 添付書類(現場代理人の配置可の場合)

配置可能な現場代理人の直接的かつ恒常的な雇用関係が分かる、次のア～エのうちいずれかの書類

- ア 健康保険被保険者証の写し  
(記号・番号・保険者番号・二次元コード(ある場合)は黒塗りして読み取れないようにして下さい)
- イ 住民税特別徴収税額通知書の写し(特別徴収義務者用)
- ウ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し
- エ 上記ア～ウがない場合は、最新の所得税源泉徴収簿の写し等で雇用が証明できるもの

一人親方の技術者の取扱いについて

ポイント

1. 営業所の専任技術者と専任要件の付かない主任技術者は、【建設工事現場で主任技術者となる届出】を提出し、受付された場合に限り兼務ができます。
2. 営業所の専任技術者は、建設業法第7条第2号、第15条第2号に抵触することから現場代理人と兼務は認められません。
3. 現場代理人は、契約約款第10条第3項<sup>\*1</sup>に明記してある責務を遂行でき、受注者と雇用関係が確認のとれる者がその要件となっています。

上記のポイントより、一人親方の技術者の配置は、  
営業所の専任技術者と兼務の認められた主任技術者のほかに、  
適切に責務を遂行できる現場代理人の配置が必要です。

参考 \*1 富士市建設工事請負契約約款第10条第3項(抜粋)

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。